

新型インフルエンザ等対策業務計画

青森県医薬品卸組合

1 総則

(1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、青森県医薬品卸組合（以下「本会」という。）が医薬品卸売業の社会的責任を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）等が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制するために、新型インフルエンザ等対策における医療用医薬品の安定的かつ継続的な供給を確保するための体制を明確化することを目的とする。

(2) 業務計画の運用

①対象とする感染症と運用

本業務計画は、新型インフルエンザに加え、新型コロナウイルス感染症や国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるその他の新感染症の発生及び蔓延を対象とし、状況に即しながら適切に運用する。

②対策段階の定義

本業務計画における新型インフルエンザ等の対策段階の定義は、令和7年4月改訂された「青森県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づくものとする。

対策段階	状 態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施

①準備期の体制

- ・ 国、青森県、会員構成員（医薬品卸）、関係団体等との連絡協議に努める。
- ・ 会員構成員である医薬品卸各社が作成した事業継続計画を集約し、新型インフルエンザ等が発生した場合の事業継続体制を常に点検・確認するものとする。

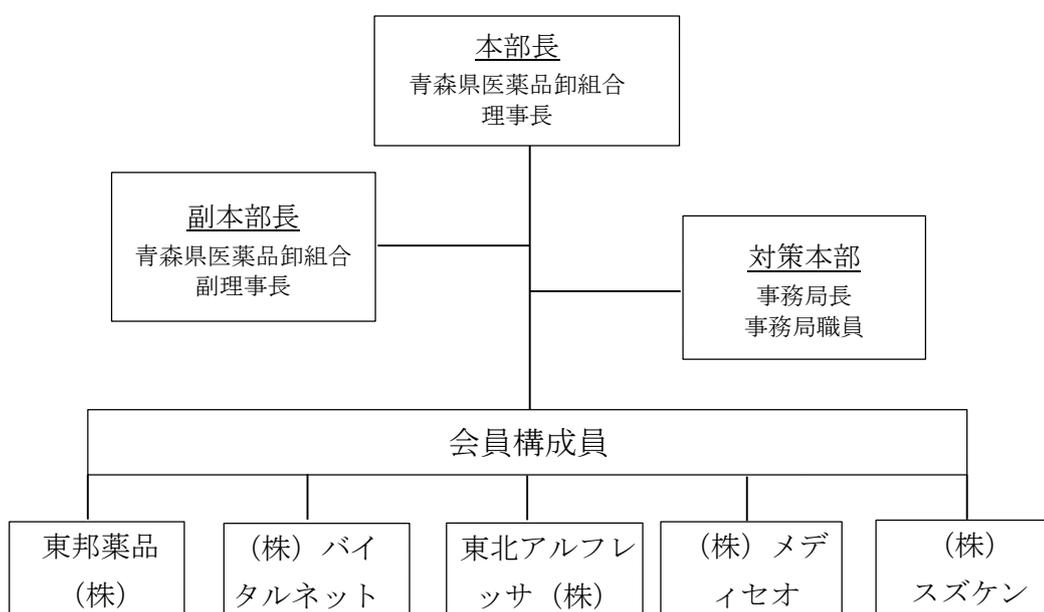
②初動期・対応期の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、政府および青森県新型インフルエンザ等対策本部の設置状況、当該感染症の病原性・感染力等の情報を勘案し、理事長は「青森県医薬品卸組合新型インフルエンザ対策本部」（以下、対策本部という）を設置し、非常体制を敷くものとする。

対策本部の本部長は理事長とし、副本部長に副理事長を充てる。また、対策本部の構成員は事務局長及び事務局職員とする。対策本部、会員構成員の事業所は別紙1のとおりとし、連絡責任者は別に定めるものとする。

<対策本部の構成>

非常災害時指揮系統図



(2) 情報収集・共有体制

① 準備期の体制

- ・ 国、青森県等の情報を常時把握するほか、日本医薬品卸売業連合会、会員構成員等を通じて新型インフルエンザ等に係る情報の収集に努める。併せて、関係団体等と情報交換に努め、情報の共有を図る。

② 初動期・対応期の体制

- ・ 対策本部は、国、青森県、日本医薬品卸売業連合会、会員構成員等からの情報を的確に把握し、随時、内容の更新を行う。
- ・ 対策本部は会員構成員の従業員の勤務状況等を把握し、情報提供・連絡体制の維持・確保を図る。

(3) 関係機関との連携

- ・ 新型インフルエンザ等対策の円滑な実施のため、次の機関と適切な連携を図るよう努める。
国 : 内閣官房、厚生労働省等
地方公共団体 : 青森県、県内各市町村等
関係団体 : 日本医薬品卸売業連合会、東北医薬品卸業連合会、
青森県医師会、青森県歯科医師会、青森県薬剤師会、青森県看護協会 等

3 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・ 本会の会員構成員である医薬品卸は、国や青森県、市町村等の要請・指示に応じ、医薬品を安定的に供給できるよう関係機関等と円滑な連絡調整を図るものとする。
- ・ 対策本部は、新型インフルエンザ等の流行状況に応じ、会員構成員である医薬品卸の業務体制の変更等を把握し、医薬品流通の水準等を的確に関係機関等に連絡するものとする。
- ・ 対策本部は、国又は青森県の要請・指示に応じ、医薬品の供給について、会員構成員に対し、当該要請・指示を実行するよう適切な措置を講じるものとする。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時の人員計画は、連絡調整事務を重要業務とし、出勤率の低下等により人員が不足となった場合は、その他の業務を縮小又は休止するものとする。

(2) 感染症対策の検討・実施

- ・ 本会の感染対策は日本医薬品卸業連合会が策定した「医薬品卸売業における事業継続のための新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 20 年 11 月）」の第Ⅱ部感染防止対策（別紙 2）に基づくものとする。

4 その他

(1) 教育・訓練

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合、本業務計画に基づき新型インフルエンザ等対策が適切に実行できるよう、本会及び会員構成員の従業員に対し、正確な知識を周知し、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(2) 計画の見直し

- ・ 国・青森県・日本医薬品卸業連合会等が提供する情報を適宜収集し、必要に応じて業務計画の見直しを行うものとする。

青森県医薬品卸組合 構成員事業所一覧

2026.03月現在

構成	卸名	支店・営業所名	〒	住所	電話	FAX
対策本部	青森県 医薬品卸組合	事務局	030-0847	青森市東大野2-11-5	017(762)2744	017(762)2745
構 成 員	(株)スズケン	青森営業部	030-0911	青森市造道3-15-1	017(765)2177	017(744)5302
		青森支店	030-0911	青森市造道3-15-1	017(765)2177	017(744)5302
		弘前支店	036-8061	弘前市大字神田1-2-3	0172(31)3360	0172(35)8935
		八戸支店	039-1103	八戸市長苗代町4-1-15	0178(21)3670	0178(20)5444
	東邦薬品(株)	青森営業部	030-0847	青森市東大野2-11-5	017(762)2744	017(762)2745
		青森営業所	030-0847	青森市東大野2-11-5	017(762)2711	017(729)1799
		弘前営業所	036-8104	弘前市扇町1-1-11	0172(27)8341	0172(28)3357
		八戸営業所	039-1121	八戸市卸センター1-11-15	0178(28)3512	0178(20)2589
		五所川原営業所	037-0004	五所川原市唐笠柳字村崎239-2	0173(35)2125	0173(35)9391
		十和田営業所	034-0021	十和田市東23-17-16	0176(22)2444	0176(23)1762
		むつ営業所	035-0051	むつ市新町45-12	0175(22)3264	0175(22)7805
	東北アルフレッサ (株)	青森営業部	030-0131	青森市問屋町2-11-14	017(738)0873	017(738)5849
		青森支店	030-0131	青森市問屋町2-11-14	017(738)0873	017(738)5849
		弘前支店	036-8093	弘前市城東中央3-7-1	0172(27)5221	0172(27)5225
		八戸支店	039-1121	八戸市卸センター1-14-13	0178(28)6050	0178(28)5536
	(株)バイタルネット	青森営業部	030-0113	青森市第二問屋町1-3-5	017(739)8383	017(739)8742
		青森支店	030-0113	青森市第二問屋町1-3-5	017(739)8647	017(739)8194
		弘前支店	036-8104	弘前市大字扇町2-3-1	0172(26)8616	0172(27)8725
		八戸支店	039-1113	八戸市西白山台6-8-5	0178(27)9114	0178(27)0403
		十和田支店	034-0001	十和田市三本木字一本木沢338-1	0176(22)1815	0176(22)1816
	(株)メディセオ	青森営業部	030-0131	青森市問屋町1-8-8	017(738)1521	017(739)8742
		青森支店	030-0131	青森市問屋町1-8-8	017(738)1521	017(738)6788
		弘前・五所川原支店	036-8054	弘前市大字田町1-7-3	0172(33)7111	0172(36)8565
		八戸支店	039-1165	八戸市石堂1-20-23	0178(28)1461	0178(20)3057
むつ支店		035-0071	むつ市小川町1-1-10	0175(23)2841	0175(22)7515	

医薬品卸売業における事業拡大のための 新型インフルエンザ対策ガイドライン

第Ⅱ部 感染防止対策

1 新型インフルエンザウィルスの感染経路

新型インフルエンザの感染経路を現段階で特定することはできないが、通常のインフルエンザと同様の飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。ウィルスは生体内でのみ増殖することができ、環境中（机、ドアノブ、スイッチ等）では状況によって異なるが、数分間から数時間内に感染力を失うと考えられている。なお、空気感染については、医療現場等の極めて限定した場でのみ起こりうると考えられている。

● 飛沫感染

- ・感染者が咳やクシャミをすることで排泄されたウィルスを含む 5 ミクロン以上の飛沫が浮遊し、これを他の人が鼻や口から吸込み、粘膜に接触することにより感染する経路である。なお、飛沫は空気中では 1～2 メートル以内しか到達しない。

● 接触感染

- ・ウィルスと粘膜等の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境等を介する間接的な接触によって感染する経路である。たとえば、患者の咳、クシャミ、鼻水等に含まれたウィルスが付着した手で環境中（机、ドアノブ、スイッチ等）を触れた後に、その部位を他の人が触れ、かつ、その手で自分の眼や口や鼻を触る事によって、ウィルスが媒介される。

注) 空気感染

- ・ウィルスを含む飛沫の水分が蒸発して乾燥し、更に小さな粒子（飛沫核）となって空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸込むことにより感染する経路である。対策としては特殊な換気システム等が必要となるが、現時点において、新型インフルエンザが空調等を通じて感染する可能性のある空気感染が一般的に起きているとする科学的根拠はないので、一般的には空気感染を想定した対策を講じる必要はないと考えられている。

2 薬剤による新型インフルエンザ対策

現在、発症予防や重症化予防に効果の期待できるワクチン及び抗インフルエンザウイルス薬には以下のものがある。

● プレパンデミックワクチン

- ・新型インフルエンザが大流行を起こす以前に、トリート感染の患者又は鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチンであり、我が国では現在流行している鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）に対するワクチンをプレパンデミックワクチンとして製造、備蓄している。

● パンデミックワクチン

- ・ヒトヒト感染を引き起こしているウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチンで、発症予防や重症化防止の効果があるとされているが、実際に新型インフルエンザが発生し、ウイルス分離後に製造され、その供給体制が整ってから接種されることになる。新型インフルエンザの発生時期によっては資材（鶏卵等）の確保から製造終了まで概ね1年程度の期間を要する。

● 抗インフルエンザウイルス薬

- ・新型インフルエンザの治療薬としては、通常インフルエンザの治療薬に用いられているノイラミニダーゼ阻害薬（商品名：タミフル、リレンザ）が有効と考えられている。我が国を含めた各国では、経口内服薬で服用しやすいタミフルを主に備蓄しているが、一部の鳥インフルエンザウイルス株はタミフル耐性をもち、リレンザ感受性を示すため、我が国でもタミフル耐性ウイルス出現に対する危機管理のために、リレンザを備蓄している。なお、通常インフルエンザに対しては、発症48時間以降のタミフルの効果は確認されていないことから、新型インフルエンザに関しても、発症後48時間以降の投与は推奨されていない。
- ・平成22年より、タミフル、リレンザに加え、新たな抗インフルエンザウイルス薬として、イナビル、（吸入薬）、ラピアクタ（注射薬）が薬事承認され、通常流通に占める割合も増加してきている。

3 感染予防対策

国内発生に対応するため、国、都道府県等の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じて、以下の感染予防対策を適宜実施する。

(1) 海外発生期の対策

新型インフルエンザの国内発生に備え、手指消毒剤及び保護具等の必要物資の備蓄を行うとともに、社員等への感染予防教育を実施する。

- ① 健康状態の把握に努めること。
- ② 「咳エチケット」を心掛けること。
- ③ 外出時はマスクを常用すること。
- ④ 手洗い、ウガイを励行すること。
- ⑤ 不要の外出はできるだけ差し控えること。
- ⑥ 発生国、地域への渡航を避けること。

(2) 国内発生後の対策

社員に対し、予め策定された感染予防対策を実施する。順次、感染予防対策の徹底強化を行うことが基本となる。

- ① 38℃以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば、産業医等の意見も聞き自宅待機とすること。同居の親族等に同様の症状が見られた場合も同様とすること。
- ② 欠勤者への安否確認を行い、感染の疑いがある場合には報告させること。
- ③ 不要不急の外出は自粛すること。
- ④ 公共交通機関の利用は出来るだけ避け、入社しても自家用車等を利用すること。
- ⑤ 大規模集会、興行施設等特定多数の集まる場所には出向かないこと。
- ⑥ クシャミ等の症状のある人には極力近づかないこと。接触した場合には手洗い、洗顔等を行うこと。
- ⑦ 接触感染を防止するため、手洗い前の手で顔を触らないこと。
- ⑧ 事務所への入口を限定し、出勤時に社員の体温を測定すること。又は発熱等の症状の有無の確認を行い、感染者の入室を防止すること。
- ⑨ 事務所に手指消毒場所を設置し、石鹼、消毒剤等での手指の洗浄を励行すること。

- ⑩ 使用済マスク等ウィルスが付着している恐れのあるゴミ等の廃棄は、ビニール袋等で行うこと。
- ⑪ 訪問者の立入り制限を行うこと。
- ⑫ 事務所での社員の配置を見直し、社員同士での接触をできるだけ防止すること。
- ⑬ 食堂等、社員が通常集まる場所は一時閉鎖すること。
- ⑭ 飛沫の飛散防止のため、対人距離を2m以上とするほか、窓口等はガラス等の仕切りを設置すること。
- ⑮ 事務所内の清掃、消毒を毎日行うこと。特に多くの人が接する場所（ドアノブ、トイレ等）は特に清掃頻度を上げること。
- ⑯ 国、都道府県による医療従事者等に対するプレパンデミックワクチン等の予防接種及び抗インフルエンザウィルス薬の予防投与を行うこと。

(3) 小康状態の対策

国内での大流行の波は一旦収束したが、世界的には流行は継続しており、新たな流行が発生する可能性は非常に高い状況となっている。感染予防策を維持しつつ、重要業務等の回復を図っておく必要がある。

4 事務所内の衛生と保護具の備蓄

国内流行時に対処するため、必要と思われる物資の社内備蓄を行うとともに、必要時には各事業所において直ちに使用できる体制を整えること。

(1) 事務所内の消毒

人が頻繁に触れる事業所内の構造設備等は適宜、拭取消毒を行う。消毒剤の噴霧については不完全な消毒やウィルスの舞い上りを招く可能性のほか、消毒実施者の健康障害につながる危険性もあるため行ってはならない。

● 次亜塩素酸ナトリウム

- ・原液を希釈した0.05～0.5w/v%の溶液を使用する。30分間の浸漬、あるいは消毒薬を浸したタオル、雑巾等により拭取消毒を行う。(水10に対し原液0.5～5gを希釈する。)

● イソプロパノール又は消毒用エタノール

- ・70w/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを用いて消毒を行う。消毒液を十分に浸したタオル（ペーパータオル等）、脱脂綿を用いた拭取消毒を行う。

(2) 社員の手指衛生

流水・石鹼による手洗いのほか、消毒用アルコール製剤による手指洗浄を必ず実行する。手指衛生はあらゆる感染対策の基本であるので、入社時、帰社時および帰宅時には必ず手指衛生を実施するよう指導する。

(3) 保護具等

感染予防策は外出を控えることや手洗いの励行が主たる対策であり、保護具は補助的に用いるものであることに留意すること。管理面、環境面の改善により保護具が不要となり、全体としてコストが抑えられることがある。保護具は感染の可能性のある場所で使用し、基本的に使い捨てであるが、流行の初期に保護具が不足する可能性もある。そのような状況では長時間使用や繰り返しての使用が必要となるが、汚染されている可能性があるため1日に1、2回は交換することが望ましい。また、使用済みの保護具にはウィルスが付着している可能性があるため、廃棄場所を定め密封容器等に廃棄する。保護具は、物流・配送業務等の感染リスクの高いと思われる業務に従事する社員等に優先的に貸与すること。

① 保護具の購入

- ・感染のリスクに応じたものを選択し、密着性、快適性などについて、実際に使用する社員の意見を聴取する。候補となる保護具は複数の型やサイズを選択すること。
- ・品質に関する検定などの基準に合格しているかを確認すること。
- ・各個人の身体に合っているかを確認すること。
- ・流行時に安定した供給が可能かを確認すること。

② 保護具の管理

- ・定期的に保護具を供給できる体制と管理者の設定をすること。
- ・保護具の数量には限りがあるので必要以上に保護具を消費しないよう、適正使用についての教育を行うこと。

③ 保護具の種類

● マスク（N95 マスク（DS規格防塵マスク）、医療用サージカルマスク）

- ・ 配送者等、感染の可能性の高い社員等については、N95 マスクを着用させる。N95 マスクとは、マスクのフィルターが最も捕集しにくい $0.3\mu\text{m}$ の塩化ナトリウムを95%捕集するもので、インフルエンザの飛沫は $5\mu\text{m}$ 程度であるため捕集可能である。DS2規格とは、我が国の国家検定規格であり、産業現場で通常使用されている名称で、1~3のグレードがあり、DS2がN95と同等である。N95 マスクは顔にフィットしていなければ顔とマスクの間から外気が漏れて入ることがあるため、着用の度に、両手でマスクを完全に覆うようにして息を吐き、鼻の周囲から息が漏れていないことを確認する必要がある。使用者全員にフィットさせるためには、3種類以上のサイズのN95 マスクを用意することが望ましい。
- ・ サージカルマスクは不織布でできており、インフルエンザの飛沫はある程度補足されるが、感染リスクが非常に高い場に於いての防御効果は限定的であり、感染の可能性が低いと思われる業務を行う社員を対象とする。また、着用時の空気漏れを防止できないため、フィットテストは不要である。N95 マスク、サージカルマスクともに再利用はできない。

● 手袋（ゴム製ディスポーザブル）

- ・ 手が汚染されるのを防止するのが目的であるので、滅菌されている必要はない。接触感染を防ぐため、手袋を着用した手で鼻や口を触れることがないように指導することが重要である。また、手袋を外した後は直ちに流水や消毒用アルコール製剤での手洗いをを行うこと。
- また、手袋のゴムに含まれるラテックスアレルギーの可能性を考慮し、ラテックスフリー素材のものをなるべく購入する。なお、手のサイズは様々であるため、複数のサイズを購入することが望ましい。

注) その他の保護具（ガウン、ゴーグル、シューズカバー等）

医療機関では、要観察者や発症者の診察の際に、皮膚や眼又は白衣を守るものとしてガウンやゴーグルが着用されることがある。

5 家庭での感染予防

社員個人に対する感染予防策と基本的には何ら変わるところはないが、不要な外出の自粛、マスク着用、帰宅時の手消毒のほか、必要に応じて食品、日用品の備蓄を奨励する等、同居の親族等を含めた家庭内防衛に努めるよう指導を行うことが必要である。